

## 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の 指定の見直し（案）の背景及び考え方

### 1. 水域類型の指定水域について

環境基本法（平成5年法律第91号）に基づき、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）については、国又は都道府県が水質汚濁の防止を図る必要のある公共用水域毎に類型を指定することで、環境基準値を具体的に決定されることとなっている。このうち、二つ以上の都道府県の区域にわたるとして政令で定める47の水域の指定については、国が類型指定することとされている。

### 2. 水域類型の指定の考え方

水域類型の指定に当たっては、次の二つのいずれか（又は両方）に従って検討を行っていくこととしている。

- (1) 当該水域の利用実態を勘案して、当該利水を維持するために必要な水質レベルとして別表類型表「利用目的の適応性」に基づき、該当する類型をあてはめる。
- (2) 当該水域の現状水質が、当該利水を維持するための水質よりも良好に維持されている時には、現状水質に相当する上位類型をあてはめる（現状非悪化の観点）。

### 3. 今回の水域類型の見直しに係る水域について

この度、指定された類型に基づく環境基準を長期に継続的に満たしている2河川（渡良瀬川（2）、相模川下流）の類型の見直しと、暫定基準の設定がされている人工湖沼の4ダム湖（深山ダム貯水池、川治ダム貯水池、土師ダム貯水池、弥栄ダム貯水池）、河川類型とされてきた人工湖沼の2ダム湖（相模ダム貯水池、城山ダム貯水池）の湖沼類型指定を行う。

なお、見直しに係る詳細については以下のとおり（見直しに係る整理は別表を参照）。

#### (1) 河川

##### ①渡良瀬川（2）

BODの水質が、平成12年度以降8年連続して上位類型のA類型相当の水質を満たしており、現状の水質を維持するため、水域類型を現行のB類型からA類型に見直しを行う。達成期間は直ちに達成とする。なお、A類型に相当する水産（水産1級）の利用がある。

##### ②相模川下流

BODの水質が、平成7年度以降13年連続して上位類型のB類型相当の水質を満たしており、現状の水質を維持するため、水域類型を現行のC類型からB類型に見直しを行う。達成期間は直ちに達成とする。なお、B類型に相当する水産（水産2級）の利用がある。

## (2) 湖沼

### ①深山ダム貯水池

現状で湖沼A A類型相当であるCODの水質を維持すること、また湖沼II類型に相当する水道（水道2級）の利用があることから、「湖沼A A類型・湖沼II類型」とし、水質の現状から窒素は適用除外とする。達成期間は直ちに達成とする。

### ②川治ダム貯水池

湖沼A類型・湖沼II類型に相当する水道（水道2級）及び水産（水産2級・水産1種）との利用があることから、「湖沼A類型・湖沼II類型」とし、水質の現状から窒素は適用除外とする。達成期間はCODについては直ちに達成とする。全磷については現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努めることとし、平成26年度までの暫定目標を全磷0.010mg/Lと変更する。

### ③相模ダム貯水池

湖沼A類型・湖沼II類型に相当する水道（水道2級）の利用があることから、「湖沼A類型・湖沼II類型」とする。達成期間はCODについては直ちに達成とするが、全窒素及び全磷については現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努めることとし、平成26年度までの暫定目標を全窒素1.4mg/L、全磷0.085mg/Lとする。

### ④城山ダム貯水池

湖沼A類型・湖沼II類型に相当する水道（水道2級）の利用があることから、「湖沼A類型・湖沼II類型」とする。達成期間はCODについては直ちに達成とするが、全窒素及び全磷については現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努めることとし、平成26年度までの暫定目標を全窒素1.4mg/L、全磷0.048mg/Lとする。

### ⑤土師ダム貯水池

湖沼A類型・湖沼II類型に相当する水道（水道2級）及び水産（水産2級・水産1種）の利用があることから、「湖沼A類型・湖沼II類型」とし、達成期間は、全窒素及び全磷については現在見込み得る対策を行ったとしても、5年後において達成が困難なため、段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努めることとし、平成26年度までの暫定目標を全窒素0.43mg/L、全磷0.018mg/Lとする。

### ⑥弥栄ダム貯水池

湖沼A類型・湖沼II類型に相当する水道（水道2級）及び水産（水産2級・水産1種）の利用があることから、「湖沼A類型・湖沼II類型」とし、水質の現状から窒素は適用除外とする。達成期間については直ちに達成とする。

別表

(河川)

水域名	現在の類型		直近5年間の水質の推移及び利用目的※1		見直し結果※2	達成期間	
	BOD	3mg/L以下	BOD	2mg/L以下			
渡良瀬川(2)	河川B	利用目的の適応性	水道3級・水産2級等	利用目的	水産1級	河川Aに変更	直ちに達成
		BOD	3mg/L以下	BOD	2mg/L以下		
相模川下流	河川C	利用目的の適応性	水産3級・工業用水1級等	利用目的	水産2級	河川Bに変更	直ちに達成
		BOD	5mg/L以下	BOD	3mg/L以下		
(参考) 筑後川(3)	河川B	利用目的の適応性	水道3級・水産2級等	利用目的	水道3級、水産1級	河川B	-
		BOD	3mg/L以下	BOD	3mg/L以下		

※1 利用目的の適応性  
 水道3級: 前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 水産1級: ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用  
 並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級: サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用  
 及び水産3級の水産生物用

※2 基準値(BOD)  
 河川A: 2mg/L以下  
 河川B: 3mg/L以下  
 河川C: 5mg/L以下

BOD: 生物化学的酸素要求量

(湖沼)

水域名	現在の類型		暫定目標	直近5年間の水質の推移及び利用目的※3		見直し結果※4	達成期間	暫定目標	
深山ダム貯水池	湖沼AA	COD	1mg/L以下	—	COD	1mg/L以下※6	湖沼AA	直ちに達成	—
		平成13年設定当時の根拠利用目的	水道2級、自然環境保全	—	利用目的	水道2級、(自然環境保全※7)			
深山ダム貯水池	湖沼Ⅰ 全窒素を除く	全燐	0.005mg/L以下	平成18年度まで0.011mg/L以下	全燐	0.01mg/L以下	湖沼Ⅱに変更 全窒素を除く	直ちに達成	—
		平成13年設定当時の根拠利用目的	自然環境保全	—	利用目的	水道2級 (自然環境保全※7)			
川治ダム貯水池	湖沼AA	COD	1mg/L以下	平成18年度まで2.0mg/L以下	COD	3mg/L以下	湖沼Aに変更	直ちに達成	—
		平成13年設定当時の根拠利用目的	水産1級	—	利用目的	水道2級、水産2級※8			
	湖沼Ⅱ	全窒素	0.2mg/L以下	平成18年度まで0.32mg/L以下	全窒素	0.40mg/L～0.51mg/L	湖沼Ⅱ 全窒素を除く	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。	全燐 平成26年度まで0.010mg/L
全燐		0.01mg/L以下	平成18年度まで0.011mg/L以下	全燐	0.006mg/L～0.017mg/L				
川治ダム貯水池	湖沼Ⅱ	平成13年設定当時の根拠利用目的	水道2級、水産1級	—	利用目的	水道2級、水産1種			
		河川A	—	—	—	COD	3mg/L以下	湖沼A	直ちに達成
相模ダム貯水池	—	—	—	—	全窒素	1.5mg/L～1.8mg/L	湖沼Ⅱ		
		—	—	—	全燐	0.11mg/L～0.20mg/L			
相模ダム貯水池	—	—	—	—	利用目的	水道2級			
		河川A	—	—	—	COD	概ね3mg/L以下	湖沼A	直ちに達成
城山ダム貯水池	—	—	—	—	全窒素	1.2mg/L～1.5mg/L	湖沼Ⅱ		
		—	—	—	全燐	0.07mg/L～0.25mg/L			
城山ダム貯水池	—	—	—	—	利用目的	水道2級			
		湖沼A	COD	3mg/L以下	—	COD	3mg/L以下	湖沼A	直ちに達成
土師ダム貯水池	湖沼Ⅱ	平成13年設定当時の根拠利用目的	水産2級	—	利用目的	水道2級、水産2級			
		湖沼Ⅱ	全燐	0.01mg/L以下	平成18年度まで0.020mg/L以下	全燐	0.015mg/L～0.023mg/L	湖沼Ⅱ	直ちに達成
土師ダム貯水池	湖沼Ⅱ	平成13年設定当時の根拠利用目的	水産1種	—	利用目的	水道2級、水産1種			
		湖沼AA	COD	1mg/L以下	平成18年度まで2.6mg/L以下	COD	3mg/L以下	湖沼Aに変更	直ちに達成
弥栄ダム貯水池	湖沼Ⅱ	平成13年設定当時の根拠利用目的	水産1級	—	利用目的	水道2級、水産2級※8			
		全窒素	0.2mg/L以下	平成18年度まで0.32mg/L以下	全窒素	0.38mg/L～0.41mg/L	湖沼Ⅱ 全窒素を除く	直ちに達成	—
全燐	0.01mg/L以下	平成18年度まで0.010mg/L以下	全燐	概ね0.01mg/L以下					
弥栄ダム貯水池	湖沼Ⅱ	平成13年設定当時の根拠利用目的	水道2級、水産1種	—	利用目的	水道2級、水産1種			

※3 利用目的の適応性  
 水道2級：沈殿超過等による通常の浄水操作を行うもの  
 水道3級：前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの  
 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用  
 並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
 水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用  
 及び水産3級の水産生物用  
 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用  
 並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
 水産2種：ワカサギ等貧の水産生物用  
 及び水産3種の水産生物用

※4 基準値 (COD、全窒素、全燐)  
 湖沼AA: COD1mg/L以下  
 湖沼A: COD3mg/L以下  
 湖沼B: COD5mg/L以下

湖沼Ⅰ: 全窒素0.1mg/L以下、全燐0.005mg/L以下  
 湖沼Ⅱ: 全窒素0.2mg/L以下、全燐0.01mg/L以下

※5 暫定目標は現状水質値を踏まえて検討。

※6 現状で湖沼AA類型相当であるCODの水質を維持する。

※7 平成13年当時は自然環境保全を利用の目的として類型指定したが、その後の中央環境審議会陸域環境基準専門委員会において示された基本的な考え方により、当該ダム貯水池は人工湖沼で自然地には当たらないことから類型指定の見直しを行った。

※8 平成13年当時の漁獲魚種の調査結果から水産1級相当として類型指定したが、その後の漁獲魚種の調査結果によると水産2級相当が妥当であり類型指定の見直しを行った。

COD:化学的酸素要求量